

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2026年6月23日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 東京都中央区八重洲二丁目2番1号	
氏 名 三井化学株式会社	
代表取締役社長 市村 聡	
代理人	
住 所 山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号	
氏 名 三井化学株式会社 岩国大竹工場	
執行役員工場長 猿渡 和孝	
(主管課長：安全・環境G L 横山 孝雄)	
電話番号 0827-53-9107	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三井化学株式会社 岩国大竹工場
事業場の所在地	山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業（化学工業）
②事業の規模	製造品出荷額 607億円
③従業員数	797人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工場製造設備 (汚泥、廃油、 廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、 木くず、金属く ず等) 汚泥 工場構内廃棄物中間処理 (脱水、乾燥、焼却) 燃え殻、ばいじん 外部委託処理(中間処理：焼却・破碎・混合・ 圧縮・中和等、最終処分：埋立)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 (第7面、第8面) のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (令和7年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の各生産工程の製造プロセスや運転条件改善による発生抑制実施。 ・年度単位で削減計画を作成し実行。 ・廃プラスチック類、廃油、金属くず及び木くずの産業廃棄物処理から有価物売却への転換。 ・各プラントで使用する容器類を使い捨てから、再生可能な容器に変更。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の各生産工程の製造プロセスや運転条件改善による発生抑制 (継続)。 ・年度単位で削減計画を作成 (継続)。 ・廃プラスチック類、廃油、金属くず及び木くずの産業廃棄物処理から有価物売却への転換 (継続)。 ・各プラントで使用する容器類を使い捨てから、再生可能な容器に変更 (継続)。 ・汚泥 (触媒等) の有用成分回収による有価物化検討。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類、金属くず及び木くずの分別による有価物売却又は再資源化外部委託処理。 ・廃プラスチック類、木くずの分別によるボイラー燃料化 (RPF化等) 委託処理。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類、金属くず及び木くずの分別による有価物売却又は再資源化外部委託処理 (継続)。 ・廃プラスチック類、木くずの分別によるボイラー燃料化 (RPF化等) 委託処理 (継続)。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・各プラントから発生する廃油のボイラー燃料化。 ・燃え殻の埋立委託処理から、セメント原料化委託処理又は路盤材原料化委託処理に変更。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・各プラントから発生する廃油のボイラー燃料化。（継続）。 ・燃え殻の埋立委託処理から、セメント原料化委託処理又は路盤材原料化委託処理に変更（継続）。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・汚泥の脱水、乾燥、焼却運転条件を検討し改善を行なっている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・汚泥の脱水、乾燥、焼却方法の改善検討を行なう（継続）。		

(第4面)

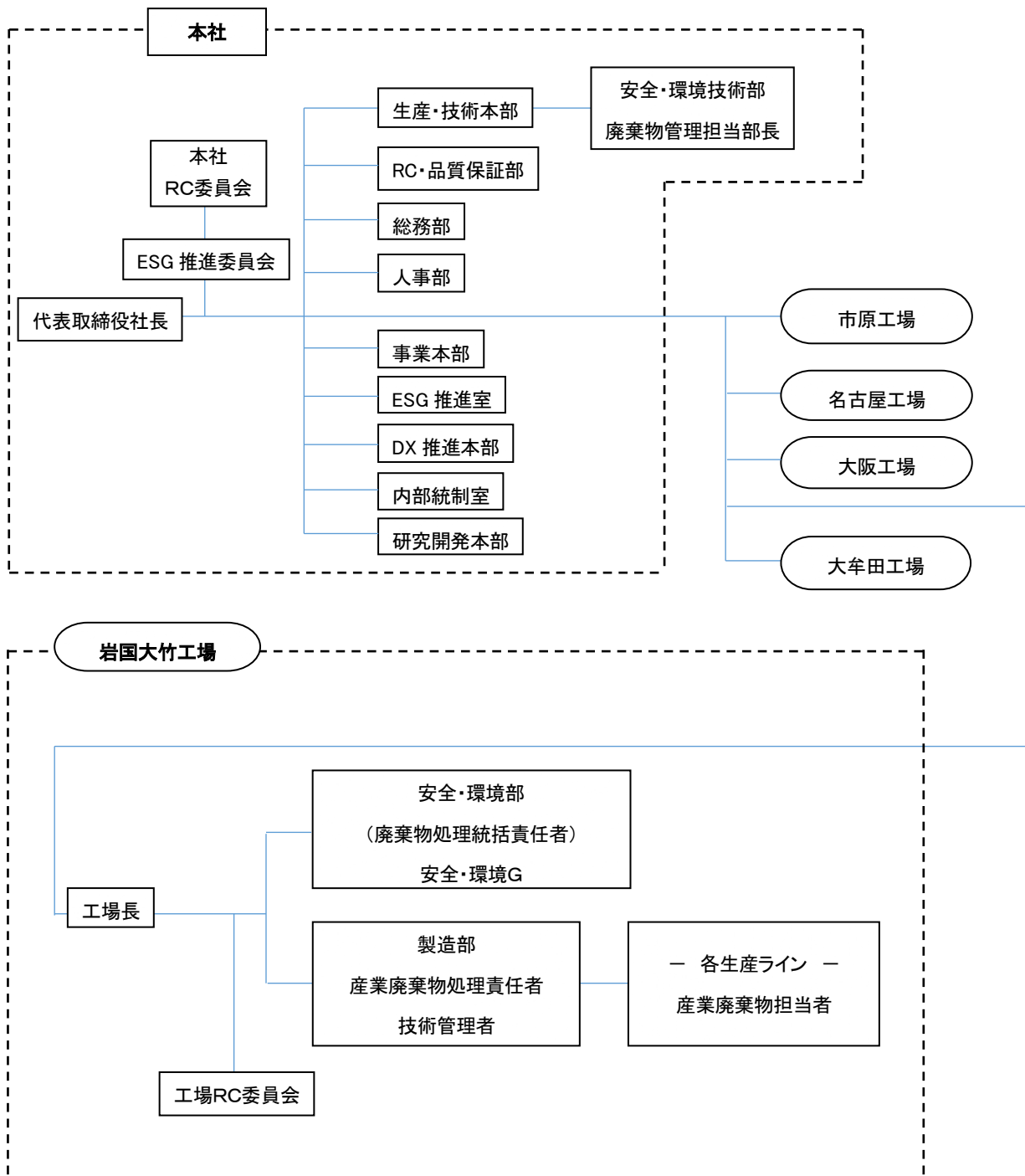
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	—		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・廃プラスチック類、木くずのボイラー燃料化（RPF化等）を推進している。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定している。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認（リモート含む）を実施している。 ・紙マニフェストから電子マニフェストへ切り替えている。 ・最終処分（埋立）している品目を有価物での引取りまたは再資源化できる業者の検討を行い、埋立量を削減している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙２－１のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施する（継続）。 ・廃プラスチック類、木くずのボイラー燃料化（RPF化等）を推進する（継続）。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する（継続）。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する（継続）。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認（リモート含む）を実施する（継続）。 ・紙manifestoから電子manifestoへ切り替える（継続）。 ・最終処分（埋立）している品目を有価物での引取りまたは再資源化できる業者の検討を行い、埋立量を削減する（継続）。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

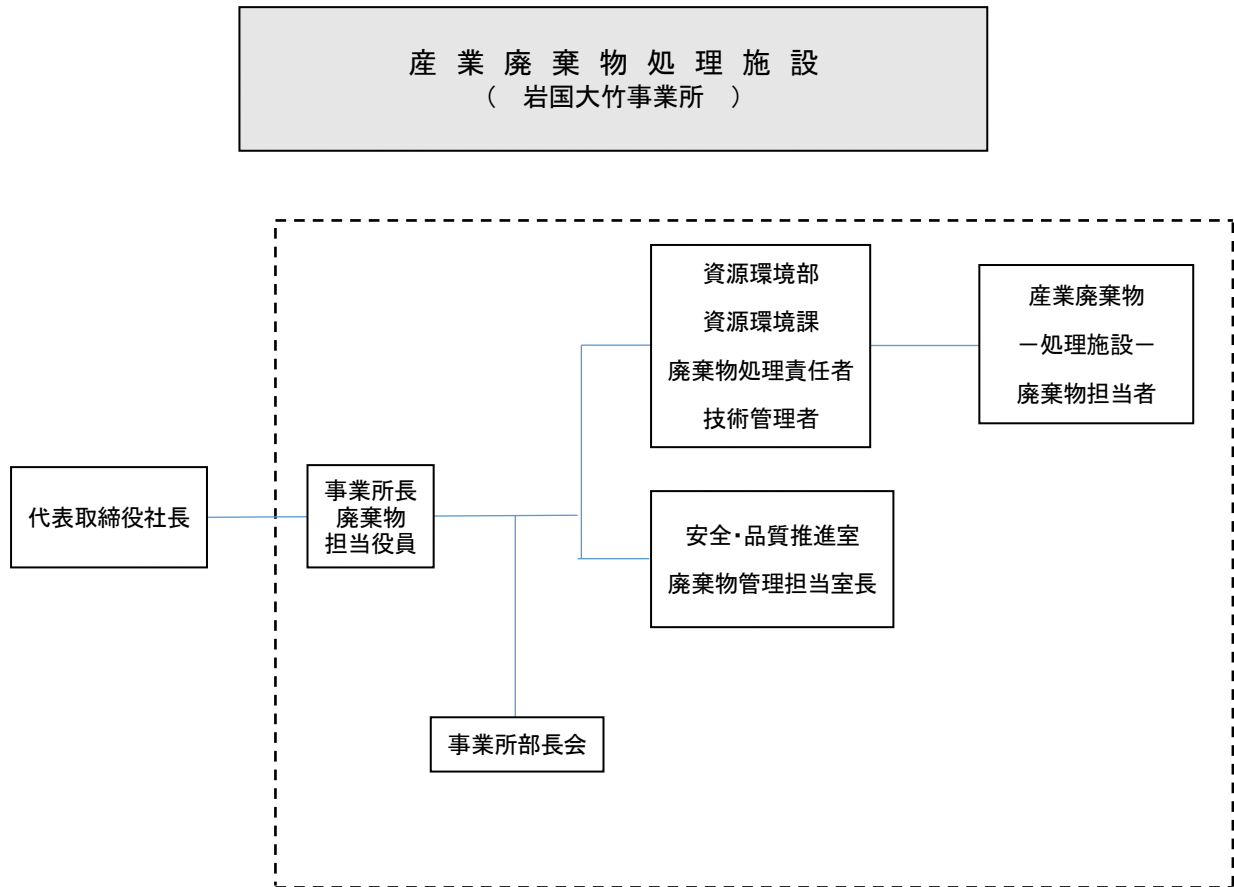
別紙 三井化学株式会社 管理体制図



別紙 関連会社

株式会社三井化学オペレーションサービス管理体制図

(産業廃棄物中間処理業)



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	三井化学株式会社 岩国大竹工場	所在地(市町名)	和木町	事業の種類	製造業 (化学工業)
-------------	-----------------	----------	-----	-------	---------------

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻	771.17	1,000									771.17	1,000	771.17	1,000						
	汚泥	77,310.759	80,000					75,804.694	78,400			1,506.065	1,600	1,506.065	1,600						
	廃油	2,977.9047	3,500	2,930.194	3,300							47.7107	200	47.7107	200						
	廃酸	8.1708	10									8.1708	10	8.1708	10						
	廃アルカリ	116.3244	500									116.3244	500	116.3244	500						
	廃プラスチック類	778.5659	1,000									778.5659	1,000	431.3236	550						
	紙くず																				
	木くず	35.57	50									35.57	50	35.57	50						
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	13.4396	21									13.4396	21	13.4396	21						
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	57.45	87									57.45	87	57.45	87						
	鉱さい																				
	がれき類																				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん	114.41	130									114.41	130	114.41	130						
	13号廃棄物																				
計 (A)		82,183.7644	86,298	2,930.194	3,300	0	0	75,804.694	78,400	0	0	3,448.8764	4,598	3,101.6341	4,148	0	0	0	0	0	0